

あけまして
おめでとう
ございます



FP NEWS

TAX & ASSET
MANAGEMENT



(編集発行人)

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 **吉田 聡**

〒102-0093
東京都千代田区平河町1-7-22
万代半蔵門ビル2F

info@zaicom.jp

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 11日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31

ワンポイント 料飲店等期限付酒類小売業免許

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上の減少に直面した料飲店等への救済措置として、在庫酒類の持ち帰り販売を可能とした有効期限6カ月間の期限付き酒類販売免許。昨年6月で申請は終了しましたが、感染症の収束が見えないことから一定要件の下、今年3月31日まで期限が延長されています。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
2月1日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出
2月1日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付
1月12日
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月20日)
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
2月1日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告
2月1日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
(年3回の場合)
2月1日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告
2月1日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出
2月1日
- 労 務 / 労働保険料の納付(第3期分)
2月1日
(労働保険事務組合委託の場合2月15日まで)

1月の税務処理

各種法定調書や償却資産申告書の作成・提出、還付申告



年が明けて一月の税務関連の処理としては、各種法定調書や償却資産申告書等の作成及び提出が待っています。また、令和二年分の還付申告も一月から始まります。

毎年行うことですが、確認を兼ねてポイントを整理しておきます。

I 各種法定調書の作成

法定調書は、「所得税法」、「相続税法」、「租税特別措置法」及び「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」の規定により税務署に提出が義務付けられている資料をいいます。

類出項目として次の三種類があり、これらは支払が確定した日の属する年の翌年一月末（今年）は日曜日のため二月一日）までに所轄税務署長に提出します。

1 給与所得の源泉徴収票
複写作成され、①税務署提出用、②受給者交付用、③市区町村提出用（給与支払報告書）として利用されます。

令和二年分については、所得金額調整控除の創設、基礎控除の見直し、未婚のひとり親への対応及び寡婦控除の見直し等により項目名・記載内容が変更されています。

給与所得の源泉徴収票の提出範囲は表1のとおりです。

2 報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書

令和二年中に講演料や外交員報酬など所得税法第二〇四条第一項等に規定する報酬・料金等を支払った者は、同一人に対する支払金額の合計が一定額を超える場合に税務署への提出義務があります。

3 不動産の使用料等の支払調書

令和二年中に不動産、不動産

の上存する権利、総トン数二〇トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価の支払をする法人や不動産業者である個人が提出義務者です。

提出範囲は同一人に対する年中の支払金額の合計が一五万円を超えるものですが、法人（人格のない社団等を含みます）に支払う不動産の使用料等については、権利金、更新料等のみを提出します。したがって、法人に対して、家賃や賃借料のみを支払っている場合は、支払調書の提出は不要です。

4 e i T a x 等による提出義務基準の引下げ

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった枚数が「二〇〇枚以上」である法定調書については、今年一月一日以後の提出から e i T a x 又は光ディスク等により提出することとなりました。

したがって、令和元年に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「一〇〇枚以上」である場合には、今年一月に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、

表1 給与所得の源泉徴収票の提出範囲

受給者の区分		提出範囲
年末調整をした者	(1) 法人（人格のない社団等を含みます）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である者）及び現に役員をしている者	令和2年中の給与等の支払金額が150万円を超える者
	(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等（所得税法第204条第1項第2号に規定する者）	令和2年中の給与等の支払金額が250万円を超える者
	(3) 上記(1)及び(2)以外の者	令和2年中の給与等の支払金額が500万円を超える者
年末調整をしなかった者	(4) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者	イ 令和2年中に退職した者、災害により被害を受けたため、令和2年中の給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予又は還付を受けた者
		ロ 令和2年中に主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった者
(5) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者（給与所得の源泉徴収税額表の月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等）	全部	令和2年中の給与等の支払金額が50万円を超える者

e-Tax又は光ディスク等による提出が必要となりました。

II 償却資産申告書

1 申告すべき資産

令和三年一月一日現在において現存する事業用償却資産（他に貸しているものを含みます）について申告します。

具体的には、表2に掲げるようなものです。

なお、遊休資産や未稼働資産であっても賦課期日（二月一日）現在において事業の用に供することができている状態にあるものや、租税特別措置法による「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により三〇万円未満の減価償却資産を必要経費又は全額損金算入した場合も、申告対象となります。

2 申告の方法

(1) 前年度（令和二年度）に申告した者……増減申告

令和二年一月二日から令和三年一月一日現在までの間に、増加・減少のあった資産について申告します。

(2) 今年度初めて申告する者

……全資産申告

令和三年一月一日現在で所有する全ての資産について申告します。

3 免稅点

課税標準の合計額が一五〇万円未満の場合は課税されません。

4 納期

納期は四月、七月、十二月及び翌年二月の四回です（市区町村で異なる場合があります）。

III 還付申告のポイント

1 還付申告とは

確定申告書の提出義務がない人でも、給与等から源泉徴収された所得税額や予定納税をした所得税額が年間の所得金額について計算した所得税額よりも多いときは、確定申告をすることで納め過ぎた所得税の還付を受けることができる制度です。

還付申告ができる期限は、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年一月一日から五年間です。令和二年度の還付申告については、今年一月から行えますので、早めに還付申告書を提出することにより、還付も早く受け取ることができます。

2 還付申告の具体例

還付申告の具体例としては、次のとおりです。

(1) 雑損控除があるとき

災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合

(2) 医療費控除があるとき

本人や生計を一にする配偶者その他の親族が支払った医療費、または特定のスイッチOTC医薬品の購入費のうち、一定の金額を超える部分の金額

(3) 一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき

(4) 年の途中で退職し、源泉徴収税額が納め過ぎとなつているとき

(5) 国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、特定の寄附をしたとき

(6) 上場株式等に係る譲渡損失の金額について申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等の金額から控除したとき

(7) 特定支出控除の適用を受けるとき

表2 資産の種類と主な償却資産

資産の種類	主な償却資産の例示
1. 構築物	看板（広告塔）、井戸、門、塀、庭園その他土地に定着する土木設備など
2. 機械及び装置	電気機械、化学機械、建設機械、印刷機械、起重機その他物品の製造、加工修理などに使用する機械及び装置など
3. 船舶	ボート、貨物船、漁船、客船など
4. 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5. 車両及び運搬具	ホイールクレーン、フォークリフトなどの特殊自動車（自動車税及び軽自動車税の課税対象は除く）など
6. 工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、パソコン、プリンター、計算機、レジスター、応接セット、テレビ、陳列ケース、測定工具、切削工具など

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。

世界に拡大・蔓延した新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束が見えない状態が続いています。政府では、持続化給付金や雇用調整助成金、家賃支援給付金をはじめとする各種助成金等の支援策やGo Toキャンペーン（Go Toトラベル、Go Toイートなど）による消費活性化策などを実施していますが、特に中小・零細企業は極めて厳しい状況が続いています。昨年9月に安倍前首相に代わり第99代総理大臣に就任した菅首相の手腕に期待したいところです。

平成28年1月から運用が開始されたマイナンバーカードの交付率は昨年10月現在で20.5%と低調な状況となっています。今年3月からは、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始される予定で、普及率増加が期待されていますが、情報漏洩等への懸念もあることから政府には十分なセキュリティ対策を行った上で、開始してほしいものです。

労務関係では、今年1月1日から「改正育児・介護休業法」が施行され、子の看護休暇や介護休暇について、“半日単位”から“時間単位”での取得が可能となり、4月からは「改正パートタイム・有期雇用労働法」における“同一労働同一賃金”が中小企業でも始まりますので、しっかりとした対応が必要です。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

相続財産を国や公益法人などに寄附したとき

相続や遺贈によって取得した財産を国、地方公共団体、公益を目的とする事業を行う特定の法人又は認定非営利活動法人（認定NPO法人）に寄附した場合は、その寄附をした財産や支出した金銭は相続税の対象としない特例があります。

特例を受けるには、①寄附した財産が相続や遺贈によって取得した財産であること（相続等で取得したとみなされる生命保険金や退職手当金も対象）、②相続財産を相続税の申告書の提出期限までに寄附すること、③寄附先が国、地方公共団体、教育や科学の振興などに貢献することが著しいと認められる公益を目的とする事業を行う特定の法人又は認定NPO法人であること、のすべてに当てはまるのが要件です。

適用に当たっては、相続税の申告書に寄附又は支出した財産の明細書や一定の証明書類を添付することが必要です。

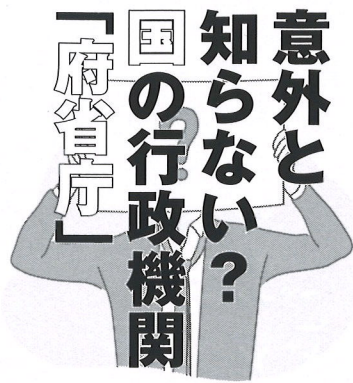
チャットボット「税務職員ふたば」

国税庁は、所得税の確定申告に関する問い合わせが多い質問について、AI（人工知能）を活用したシステム、チャットボット（「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉）の「税務職員ふたば」による自動応答サービスを開始します。

主に次の相談に対応しています。

- ・医療費控除、住宅ローン控除
- ・寄附金控除（ふるさと納税）、配偶者（特別）控除、扶養控除など所得控除に関すること
- ・電子申告や確定申告書等作成コーナの操作に関すること
- ・メンテナンステータスを除き、二四時間利用できません。

所得税の確定申告に関する質問は、今年一月中旬から利用開始予定です。



「府省庁を説明して」と尋ねられたらどう答えますか。政策を行う国の行政機関の程度は、はっきり答えられない方もいるのではないのでしょうか。

日本には平成十二年まで、一府二省庁の行政機関がありました。しかし、縦割り行政による弊害をなくし、内閣機能の強化、事務及び事業の減量、効率化することを目的に、翌年一月、当時の森喜朗政権により中央省庁再編（中央省庁等改革）が行われ、民間や地方に任せられる仕事は分担し、効率化できる省庁は統廃合されました。その結果、現在では「一府一省一庁」となり、それぞれに持つ役割や規模によって名称が次の

ように区分されています。

1 内閣府

内閣府の基本的な役割は、内閣の重要政策に関係した事務のサポートで、経済財政政策や地方創生、男女共同参画、少子化など多岐に亘る政策の中で、恒常的で専門的な対応を必要とする重要施策の企画立案や総合調整を行うことです。また、内閣府には、宮内庁と外局である金融庁、警察庁などがあります。

宮内庁は、内閣総理大臣の管理下にあり皇室に関する国家事務全般を、金融庁は、金融の監査・監視のため、金融仲介機能の発揮やシステムの安定、金融利用者の保護や利便、金融市場の公正性と透明性に取り組んでいます。また、警察庁は、内閣総理大臣所轄の国家公安委員会が管理する組織。広域組織犯罪に対応すべく、各都道府県警を指揮・監督を主な役割としています。

2 総務省

総務省は、省庁再編時に旧総務庁・沖繩開発庁・経済企画庁

などが統合されたことから、組織省庁の中でも担当範囲が広くなっています。

主なものとしては、行政運営の改善、地方行政、選挙、消防防災、情報通信、郵政行政など国家の基本的仕組みに関わる諸制度、国民の経済・社会活動を支える基本的システムを所管し、国民生活の基盤に関わる行政機能を担う省庁です。組織は、大臣官房、行政管理局、行政評価局、自治行政局、自治財政局、自治税務局、サイバーセキュリティ統括官などから成り、例えばマイナンバー管理、無線LANの整備、5Gなど通信網の普及のほか、地方税制も所管業務となります。

3 法務省

検察、法務に関する国の行政事務を遂行する行政機関で、組織をみると、大臣官房、民事局、刑事局、矯正局、保護局、人權擁護局、訟務局から成り立っています。法務省の下には、検察庁、刑務所などの施設等機関や司法試験委員会などが含まれており、法務大臣はご存じのよう

に「死刑執行命令」を下す権限があります。近年、女性の大臣も多く任命されています。

4 外務省

国内にある外務本省の他に、世界各地に設置された大使館や総領事館、政府代表部といった在外公館で構成されている外交を目的とした組織です。

大使館は一般的に国交を結ぶ国の首都に設置され、日本政府代表として交渉や連絡を行います。総領事館は首都とは異なる主要な都市に設置され、地方在留の日本人の保護や通商問題処理等の活動を行っています。政府代表部は、国際機関で外交活動をする機関で国連の日本代表部などがあります。

また、馴染み深いところで、パスポートとビザの発給も所管しています。

5 財務省

国の予算、決算、会計、通貨、租税、日本国債、財政投融资、金融破綻処理制度および金融危機管理、外国為替、国有財産、酒類、たばこ事業及び塩事業に

関することなど国のお金に関することを所管しています。組織は、大臣官房、主計局、主税局、関税局、理財局、国際局から成り、金融庁が金融の監査・監視を行う一方で、財務省は国の経済全体を管轄としていますが、金融庁と協力して金融のセーフティネットを整備し、金融危機に対応するなど金融システムの安定確保も図っています。

外局の国税庁では、納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現することを使命に、租税教育や広報活動など納税者が納税義務を理解し実行することの支援や、内国税の適正かつ公平な賦課・徴収の実現に取り組んでいます。

6 文部科学省

教育、学術、スポーツ、文化及び科学技術の振興、宗教事務等を所管しており、組織は、大臣官房、総合教育政策局、初等中等教育局、高等教育局、科学技術・学術政策局、研究振興局、研究開発局から成っています。また外局には、文化庁やスポーツ庁があります。

7 厚生労働省

「国民生活の保障・向上」と「経済の発展」を目指すために社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上・増進と、働く環境の整備、職業の安定・人材の育成を総合的・一体的に推進する省庁です。組織は、大臣官房、医政局、健康局、医薬・生活衛生局、労働基準局、職業安定局などから成り立っていて、老若男女幅広く対応し、医療や健康増進、食品の安全管理など国民生活向上の役割を担っています。

8 農林水産省

農業・林業・水産業など食に関係する省庁で、国民に食料を安定的に供給するとともに、地域経済を支え、活力ある地域社会を維持するために大きな役割を果たすことを目的としています。組織は、大臣官房、消費・安全局、食料産業局、生産局、経営局、農村振興局、政策統括官から成っています。

9 経済産業省

経済・産業の発展及び鉱物資

源やエネルギー資源の確保を専門とする省。大臣官房、経済産業政策局、通商政策局、貿易経済協力局、産業技術環境局、製造産業局、商務情報政策局で構成され、外局に資源エネルギー庁や中小企業庁等があります。経済・通商に関する政策や、産業に対する環境保全の取り組みの推進などを行っています。新型コロナウイルス感染症での支援策である持続化給付金や家賃支援給付金の給付等も担当です。

10 国土交通省

国土の総合的かつ体系的な利用、開発および保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進、気象業務の発展並びに海上の安全及び治安の確保などを担っています。大臣官房、総合政策局、国土政策局、土地・建設産業局、都市局、水管理・国土保全局、道路局、住宅局の他、鉄道局、自動車局、海事局、港湾局、航空局、北海道局など多機関から構成されていて、海上保安庁も外局です。

11 環境省

環境の保全や整備、公害の防止、原子力安全政策など日本の環境を守る仕事を担う省庁で、大臣官房、環境再生・資源循環局、環境保健部、地球環境局などから構成されています。地球温暖化対策の一環として、平成十七年度から政府が提唱している「クールビズ」の広報等も担当しています。

12 防衛省

日本の安全維持のため、自衛隊の管理・運営、日米安全保障条約に係る事務等を担い、大臣官房、防衛政策局、整備計画局、人事教育局、地方協力局等から構成されています。

13 復興庁

復興庁は、平成二十三年の東日本大震災からの復興のために設置された省庁。復興にかかわる被災者支援、交通と住宅の復旧、放射性物質の除去など原子力災害からの再生事業など施策の企画や実施、地方公共団体の窓口支援を担っています。

日銀(日本銀行)の目的と役割

1 目的

日本銀行の目的は、「物価の安定を図ること」と、「金融システムの安定に貢献すること」にあります。

「物価の安定」は、日本経済が安定的かつ持続的成長を遂げていく上で不可欠な基盤であり、日本銀行はこれを通じて、国民経済の健全な発展に貢献するという役割を担っています。

また、決済システムの円滑かつ安定的な運行の確保を通じて、金融システムの安定(信用秩序の維持)に貢献することも重要な目的です。日本銀行は、金融機関に対する決済サービスの提供や“最後の貸し手”としての機能の適切な発揮等を通じて、この目的の達成に努めています。

2 役割

日本銀行は、日本経済の中核となる「中央銀行」として、さまざまな役割を担って

います。

代表的な役割は、①発券銀行、②政府の銀行、③銀行の銀行です。

① 発券銀行

現金となる紙幣「日本銀行券」を発券して、世の中に流通する紙幣の管理を行っているとともに、汚れて使えなくなった紙幣を回収して処分することも行っています。

② 政府の銀行

日本政府に対して税金や社会保険料、年金の支払いや国債に関する事務を行います。政府のお金に関する出し入れを担当しているので政府の銀行と呼ばれています。

③ 銀行の銀行

日本銀行が中央銀行であるのに対して、私たちが口座を開設して金融サービスを利用できる銀行を市中銀行と言います。

市中銀行は、日本銀行に対して口座を開設しており、口座に預金を預け入れたり、市中銀行が資金不足のときに日本銀行から借り入れしたりしていることから、日本銀行は銀行の銀行と呼ばれています。

鏡開き

「鏡開き」は元来、新年の仕事始め、行事始めの儀式の一つとして行われていました。

「鏡」は円満を意味し、「開く」は未広がりを意味しています。日本では昔、武士が存在していたころ、武家では正月に鏡餅を供え、正月十一日にこれらを割って食べるという習慣があり、これを「鏡開き」と呼んでいます。

現在でも、家庭や事務所での始めに鏡餅を供え、一年の健康と発展を祝って供えた鏡餅を食べる「鏡開き」が正月の行事として受け継がれています。

関西の鏡開きは一月十五日若しくは一月二十日に行われることが多いようです。関西では正月飾りを飾っておく松の内の期間が一月十五日になっており、早く鏡開きすることは神様に失礼にあたるのが理由のようです。

岡目八目(おかめはちもく)

最近では、あまり聞かなくなった言葉に「岡目八目」があります。

この言葉は、囲碁から出た語で、「碁をわきから見てみると、実際に打っている人よりも八目も先まで手を見越すことができる」ということから、“事の当事者よりも第三者の方が冷静で客観的に情勢や利害得失などを正しく判断できる”という意味です。

多くの中小企業経営者の方は、自社の状況は自分自身が一番よくわかっているのに他人の意見を無視してしまうことも多いかと思いますが、新型コロナウイルスの影響で社会全体の経済活動に変化が起こった今こそ、自社の内容などを第三者的に鳥が大空から下界を見下ろすように、状況を把握することを心掛けましょう。そうして把握することにより、厳しい現状を打破する打開策や新たなアイデアが浮かんでくるはずです。新しい年、「岡目八目」で自社を見つめ直してみてもいいかもしれません。

育児休業からの復帰支援

(育児復帰支援プラン策定マニュアルより)



働き続けながら育児を行うための制度（育児・介護休業法など）の整備は進んでいるものの、社内での育休等の制度が十分に整備・周知されていないケースや、代替要員の確保が難しいといった事情もあり、従業員が育休等の制度利用を躊躇することや、やむを得ず退職に至ることも少なくありません。生産年齢人口の減少が進行する状況において、仕事と子育ての両立を進めていくため、企業としてきめ細やかな支援をしていくことが求められています。

今回は、「育児復帰支援プラン」策定マニュアル（厚生労働省）を基に、従業員の円滑な育休取得から職場復帰までを支援するポイントを説明します。なお、マニュアル全文及び本文中で触れた面談シートその他復帰支援に用いる各種の様式は、厚生労働省のホームページ

一 プランの策定方法

よりダウンロードすることができます。

「育児復帰支援プラン」を策定・実施することで、従業員は安心して育休から復職でき、制度利用者の所属する職場では、快く休業に送り出すことができます。また、プランを実行し、職場のマネジメントが改善されることは、職場全体の業務の効率化につながる可能性があります。

企業における従業員の円滑な育休取得から職場復帰までの支援には、大きく分けて次の三つのステップがあります。それぞれのステップのポイントを踏まえ、自社の状況に応じた育児復帰支援プランを策定することが望ましいでしょう。

- ① 制度の設計・導入・周知
- ② 制度対象者に対する支援

- ③ 職場マネジメントとしての育児復帰支援プラン策定

二 各ステップの実施事項

(一) 制度の設計・導入・周知

この段階で実施すべき事項として次のようなものがあります。

- ① 仕事と妊娠・出産・育児との両立支援に関して、法律（労働基準法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法）で定められた措置や制度を整備します。
- ② 企業に義務づけられている措置については、自社の状況を確認の上、未整備の場合には、整備・修正を実施します。
- ③ 法律を上回る支援策やその他の両立支援制度については、まず運用で柔軟に対応し、従業員からのニーズを把握した上で必要と思われるものを制度化する方法もあります。法律に定められたもの以外の支援策の例を掲げます。
 - ・産休、育休前面談（本人の産休、育休の予定や復職後の就業イメージについて上司等と話し合う機会を設ける）
 - ・休業中の情報提供（組織体制やルールの変更、職場復帰後に担当する業務の進捗状況など）
 - ・復職前や復職後の面談（仕事と育児の両立にあたって配慮してほしいことや今後の働き方など）
 - ・職場復帰支援の研修
 - ・配偶者出産休暇（出産の立ち会いや産後のサポート推進等）
 - ・在宅勤務制度
- ④ 従業員が気軽に相談できる相談窓口の設置・相談担当者の任命等、制度を運用する体制整備も検討するとよいでしょう。
- ⑤ 設計・整備した制度を社内に周知する方法には、①全社的な周知、②経営層・管理職への周知、③制度対象者への周知があります。
 - 全社的な周知では、制度内容だけでなく、制度導入の背景や意義等についても説明を行うことで、対象者以外の従業員の育休取得に対する理解や協力を求めやすくなります。
 - 管理職に対する周知では、制度対象者が育休を取得し、

復職するための職場マネジメントは管理職の重要な責務の一つであることの意識付けを図ります。

制度対象者への周知では、処遇面を含めた制度内容の詳細や申請方法を説明し、不明な点や不安な点があれば相談できる窓口を案内します。

(二) 制度対象者に対する支援
妊娠期から復職後に、どういった制度を利用できるのか、企業からどういった支援を受けられるのかを知ることは、制度対象者が安心して育休を取得、職場に復帰し、仕事を継続していくために必要な事項です。

また、管理職や企業にとっても、制度対象者の妊娠期の体調や、職場復帰後の働き方の意向、育児の状況を知ること、必要な配慮や、支援を想定することが出来ます。

制度対象者が企業の制度を知り、また上司や企業が制度対象者の意向を把握するため、制度対象者・上司・企業の三者で面談の機会を設け情報共有することが有効です。情報共有の際は、面談シートや支援・手続きフロ

1、届出・手続き管理表などを設け、それらを活用しながら実施していくと良いでしょう。

なお、初めて育休取得者が発生する職場の上司は、制度対象者にどのような配慮をすべきか悩むことが想定されます。円滑に育休を取得し職場復帰できるように、上司が制度対象者にどういった配慮をすべきか、企業から情報提供をすることが、職場のトラブルを未然に防ぐことに繋がります。職場の上司が制度対象者を快く休業に送り出せるよう、制度対象者だけではなく上司に対する支援も行っていくようにしましょう。

(三) 職場マネジメントとしての育休復帰支援プラン策定
制度対象者の希望を踏まえ、円滑な育休取得・職場復帰を支援するために、職場の状況、そして制度対象者の業務の状況を確認しましょう。

作成するプランを確実に運用していくためにも、制度対象者のみならず職場メンバーのモチベーション向上や各人の能力を引き出していくことが重要です。そのためには、育休を取得しや

すい環境づくり、多様な人材が活躍できる職場風土の醸成が大切です。

① 育休前の対策
育休取得者が休業前に担っていた業務を休業中も滞りなく進めるため、業務の棚卸しと業務分担の見直しや代替要員の確保などを行っておきます。

② 育休中の対策
育休取得者の円滑な職場復帰に向けて、育休中に会社から定期的な情報提供を行う等、コミュニケーションを図ることや、スキルの維持、さらにはスキル・アップの支援を行うことも有効です。

育休取得者が育休中に安心して育児に専念し、かつ、職場復帰への不安を軽減することにも繋がります。

③ 復帰後の対策
職場復帰後しばらくの間は、仕事と育児の両立や、業務面で支障が生じていないかどうか等、上司が面談等を通じてフォローすることが重要です。休業前と仕事の流れや作業手順が変わった場合等は、作業面をサポートする従業員を任命する等、職場

全体でサポートすることも検討しましょう。

④ 働き方の見直し
従業員が円滑に育休取得・職場復帰を行うためには、いつ対象者が出ても業務に支障がないような体制を整備するように、管理職が日頃から職場マネジメント等の準備を進めておくことが必要です。

体制整備の例として、次のようなものがあります。

- ・多能工化
- ・業務の「見える化」
- ・ジョブシェアリング・ペア制(複数の従業員で担当)
- ・シフトの見直し(多少の余裕を持たすようなシフトの見直し、様々な作業を担うことのできる熟練者を既存のシフトから切り離し、シフトに欠員が生じた場合に対応する要員として配置する等)

「育休復帰支援プラン」を策定・導入した事業主が、プランに基づく取組を行い、労働者の円滑な育休取得・職場復帰に取り組んだ場合の助成金として、両立支援等助成金(厚生労働省)が設けられています。

医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限

令和2年10月1日より、本人確認等を目的として医療保険の保険者番号及び被保険者等記号・番号の告知を求めることが禁止されました(告知要求制限)。

これは、プライバシー保護の観点から設けられたもので、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止したものです。

1 告知要求制限の対象

医療保険の被保険者証だけでなく、高齢受給者証、限度額適用認定証など、医療保険の記号・番号等が記載された書類等の提出を求めることは、すべて告知要求制限の対象となります。

2 提示等を求める際の留意事項

本人確認等のために被保険者証等の提示を求める際の留意事項を掲げます。

① 被保険者証の提示を受ける場合に、記

号・番号等を書き写さない。

② 写しを取る場合には、記号・番号等を復元できない程度にマスキングをする。

③ 被保険者証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ、申請者等に記号・番号等にマスキングを施すよう求める。

④ マスキングが施されていない写しを受けた場合には、その提供を受けた者がマスキングを施す。

⑤ 記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わない。

などが該当します。

3 告知要求制限の対象とならないもの

保険医療機関・医療保険の保険者等や、保険者から委託を受けた者が健康保健事業に関連する事務を行う場合などは、告知要求制限の対象にならず、記号・番号等の告知を求めることができます。

告知要求制限の詳細は、厚生労働省ホームページにてご確認ください。

健康診断個人票等の医師等の押印不要

事業者が労働安全衛生法等に基づく健康診断を実施したときは、「健康診断個人票」を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しておかなくてはなりません。

令和2年8月28日以降は、健康診断個人票にこれまで必要だった医師や歯科医師の押印(電磁的記録で保存する場合は電子署名)が不要となり、記名のみでよいこととされています。

常時50人以上の労働者を使用する事業者は定期健康診断を行った場合、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に提出するよう義務づけられています。この報告書に必要であった産業医の押印(または電子署名)も不要とされ、記名のみでよいこととなりました。健康診断のほか、ストレスチェックを行った後の報告書についても同様に、産業医の押印(または電子署名)が不要とされました。

雇用シエア(在籍型出向制度)の活用

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で雇用シエア(在籍型出向)をする制度(雇用を守る出向支援プログラム2020)のご紹介です。

この取り組みは、公益財団法人産業雇用安定センターにより無料で実施されているもので、送付ニーズの高い業界(雇用維持に苦慮する業界)から同センターに人材送出情報を、受入ニーズの高い業界(人手不足が生じている業界)から同センターには人材受入情報を提供し、双方の企業に対して出向のマッチングをする制度です。

同センターのホームページにおいて、受入情報・送出情報の検索をすることもできます。

安心R住宅



制度の概要

既存の住宅については、「不安」「汚い」「わからない」といった、いわゆる中古住宅のマイナスイメージを持たれる方も多いと思います。そこで既存住宅を品質が良く安心して購入できるように、2017年に特定既存住宅情報提供事業者団体登録(安心R住宅)制度が創設されました。また翌2018年からは、国が商標登録をしたロゴマークの使用が開始されました。

安心R住宅の「R」には、Reuse(リユース・再利用)、Reform(リフォーム・改装)、Renovation(リノベーション・改修)の意味が込められています。

2017年12月に、一般社団法人優良ストック住宅推進協議会が初めて特定住宅情報提供事業者団体に登録されました。それから登録団体は徐々に増えて、昨年10月現在では、12団体が登録されています。

「不安」の払拭

安心R住宅は、新耐震基準などに適合していることや、建物状況調査等によって構造上の不具合や雨漏りに対応した保険(既存住宅売買瑕疵保険)の契約締結のための検査基準に適合したものであることが要件とされています。また共同住宅の場合には、管理組合の

承諾が得られれば、管理規約や長期修繕計画の内容の開示を求めることができます。これらの要件を満たすことで、耐震性や雨漏り、設備の老朽化といった既存住宅に対する不安を払拭できると考えています。

「汚い」の払拭

登録事業者団体ごとに、「住宅リフォーム工事の実施判断の基準」が定められています。安心R住宅は、この基準に合致したリフォームを売主が実施します。そして、外装や主たる内装、台所などの水廻りについて写真を閲覧して、リフォーム工事の内容などを確認することができます。

もし売主がリフォームを実施しない場合には、費用に関する情報も含めたリフォームに関する提案書を付ける必要があります。提案書により、リフォーム工事にかかる費用やリフォーム工事によってきれいになるイメージがわかります。

「わからない」の払拭

安心R住宅の基準に適合しているかを調査し、その結果を記載した書面を「安心R住宅調査報告書」といいます。

安心R住宅調査報告書には、耐震性や構造上の不具合、住宅リフォーム工事の実施状況だけではなく、住宅に関する書類の保存状況

などについても記載されています。住宅を建築するときの確認申請書類や、その後の増改築・リフォームなどの書類、保険や保証、省エネルギー性能に関する書類など、住宅に関する書類は様々あります。これらの書類が保存されていれば、その住宅について「わからない」というイメージが払拭できるでしょう。

購入する場合の注意点

この制度は、リフォームの基準などを設定し、事業者を指導・監督する事業者団体と、その団体のルールに従ってロゴマークを広告などに使用したり、既存住宅を仲介・売買する不動産会社で成り立っています。従って、安心R住宅の購入を検討する場合は、広告などに付されているロゴマークが目印になります。

リフォームの基準については、事業者団体によって異なりますので、注意が必要です。また、安心R住宅の要件を満たしていても、現行の建築基準関係法令などに適合していることは保証していません。さらには、将来にわたっての地盤の不同沈下や地震後の液状化についての保証もありませんので、購入する際には専門の調査会社に、地盤・給排水設備の状態やシロアリ対策について相談した方が良いでしょう。

IoT機器

IoTは「Internet of Things」の略で、インターネットに繋がる様々なモノを指します。

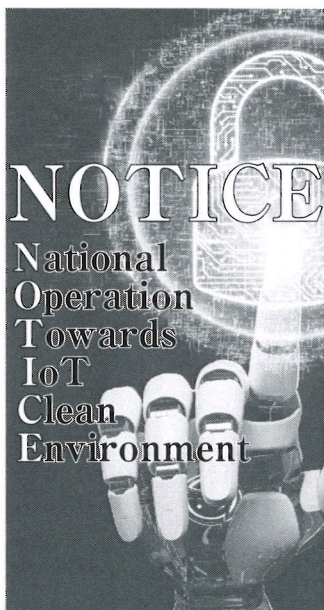
インターネットにつながるモノとしてはパソコンやスマートフォンなどがイメージされやすいですが、それだけに留まりません。冷蔵庫などの白物家電や家屋といった建物もインターネットに繋がるようになります。

例えば電気ポットは、ポットの電源を入れたり給湯したりすると、離れて暮らしている家族のスマートフォンなどへ動作状況が伝達され、このことが安否確認などに利用されています。また建物のIoT化としては、インターネットを通じて電力価格を受信して、電力価格が安い時に太陽光発電などで発電した電気を蓄電池に貯めておき、電力価格が高い時に蓄電池から売電するといった、電力制御システムが挙げられます。

株式会社MM総研の調査によると、2019年における国内のIoT市場規模は、6,000億円を超えました。これが2023年には1兆9,000億円に拡大することが見込まれており、年平均成長率は30%以上となる見通しです。

NOTICEとは

近年、IoT機器を悪用したサイバー攻撃が増加しています。そこで総務省と国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）は、IoT機



器の利用者へ注意喚起を行う、NOTICEという取り組みを2019年2月20日より実施しました。

2018年11月に5年間の時限措置として、NICTの業務にサイバー攻撃に悪用される恐れのある機器の調査等が追加されました。NICTは、サイバー攻撃に悪用されるおそれのある機器の情報をインターネットプロバイダへ通知し、通知を受けたインターネットプロバイダが、そのIoT機器の利用者を特定して注意喚起を実施します。合わせて、利用者からの問い合わせに対応するため、サポートセンターの設置も行われました。

NOTICEの業務を行う際には、実際にNICTがIoT機器にIDとパスワードを入力する特定アクセス行為を行う必要があります。

そのためNICTは、実施計画を作成し、総務大臣の認可を受ける必要があります。

NOTICEの取組強化

昨年6月に総務省が発表したNOTICEの実施状況によると、調査を開始した2月からの4か月間で約9,000万IPアドレスを調査し、約3万1,000～約4万2,000件についてIDやパスワードが入力可能でした。そしてそのうちの147件についてはIDとパスワードによりログインが可能であるとして、注意喚起の対象となりました。

昨年9月にNICTから、NOTICE業務の実施に関する計画の変更の申請があり、許可されました。申請では、従来はパスワードが容易に推測されるものとして、「password」や「123456」など約100通りに限定されていましたが、今回の変更により約600通りに拡大されました。

また、NICTが調査を行うために使用するIPアドレスも41個から54個に追加し、調査の取り組みを強化しました。

総務省では、IoT機器をサイバー攻撃から守るために、①IoT機器のパスワードは初期設定のものを使わず、複雑なものに設定を変更すること、②IoT機器のファームウェア（ハードウェアを制御するためのソフト）を常に最新のものにすること、③使用していないIoT機器はインターネットに接続しないことや電源を切ること、といった対策を日頃より講じる必要があると、注意喚起を呼びかけています。

8020 (ハチ・マル・ニイ・マル) 運動

8020運動をご存知でしょうか。これは、1989年に当時の厚生省と日本歯科医師会が提唱した、「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動です。

人は、親知らずを除くと28本の歯があります。このうち20本以上の歯が残っていれば、ほとんどの食べ物を噛み砕くことができます。そこで、高齢になっても20本以上の歯を保とうという運動が始まりました。その後、8020運動は発展を遂げ、2000年には公益財団法人8020推進財団が設立されました。

歯を20本以上保つためには、セルフケアが重要になります。セルフケアとして真っ先に思いつくのは歯ブラシによるブラッシングです。1日2回以上磨いている人も多いと思いますが、歯と歯の間や歯と歯ぐきの境目、奥歯のかみ合わせなど、磨き残

しが多く歯垢のたまりやすいところは、重点的に磨く必要があります。また、歯ブラシは古くなると歯垢をしっかり落とすことができなくなります。1か月を目安に新しい歯ブラシと交換すると良いでしょう。歯ブラシ以外には、デンタルフロスや歯間ブラシを使うことも効果的です。

さらに、セルフケアに加えて歯科医院などで定期的に、歯科健診や歯石除去を受けることが効果的です。歯石は歯垢が石灰化したもので、これを除去するには特殊な技術が必要なので、家庭で行うことはできません。

厚生労働省が行った歯科疾患実態調査では、2016年には8020達成者が50%を超えました。これは、1日に3回以上歯を磨く人が倍増したことや、デンタルフロスなどの補助的な清掃用具を使用する人が増えたことなどによるものと推察されています。

今後は、2022年に達成者を60%にするという目標が掲げられています。

スポーツ鬼ごっこ

子ども達がする遊びの代表格の鬼ごっこを競技にした、「スポーツ鬼ごっこ」があります。競技としての要素と遊びとしての要素を兼ね備えた、誰でも楽しめるスポーツのようです。スポーツ鬼ごっこは、一チーム七名がフィールドに出て行きます。お互いの陣地にトレジャー(宝)が置いてあり、相手のトレジャーを取りに行きながら

自陣のトレジャーを守るというルールです。相手をタッチすればいけないので、トレジャーを守る事ができます。タッチは両手でしっかりと行わなければいけません。押したり叩いたりといった危険な行為をしてはいけません。スポーツ鬼ごっこにも日本代表があり、日本だけではなく世界各国で、この競技の普及活動を行っています。

フェーズフリー

身の回りにあるモノやサービスを、日常時にも非常時にも役に立たせるという考え方を「フェーズフリー」といいます。

日常時でも災害などの非常時でも価値のある商品やサービスについては、一般社団法人フェーズフリー協会の審査によりフェーズフリー認証(PF認証)を受けることができます。認証を受けると「PF認証マーク」の使用が認められます。

昨年8月には、株式会社明治の乳児用ミルクと専用アタッチメントがPF認証を受けました。

この商品が認証されたポイントは、常温のまま赤ちゃんに与えることができることと、普段使っている哺乳ビン用乳首に取り付けられることでした。

防災用品は、普段はしまっておいて非常時にのみ使用するものがほとんどですが、災害の多い日本にとっては、フェーズフリーの考え方は、今後浸透していくものと思われる。